

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和6年5月14日（火）
開会 9時30分
閉会 10時41分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、栗須百合香委員、富樫健二委員、
安田悦子委員

4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 大屋慎一
次長（教職員担当）福井崇司、次長（学校教育担当）早田清宏、
次長（育成支援・社会教育担当）坂井哲、次長（研修担当）荻田直樹
教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆、主任 日置翔太
学校総務課 課長 佐川久美子、課長補佐兼班長 雲匡司
高校教育課 課長 山北正也、班長 岡智之、係長 川村孝次郎、
充指導主事 稲濱章誠
小中学校教育課 課長 尾上修一、充指導主事 小倉弘充
保健体育課 課長 堀越英範、充指導主事 天白喜啓
社会教育・文化財保護課 課長 松本真人、課長補佐 野村太郎、
班長 新名強、主幹 伊藤裕偉
主任 土橋明梨紗
環境生活部 文化振興課 課長 清水友絵

5 請願・陳情の付議の結果

| | 件 名 | 審議結果 |
|------|-----------------------------------|------|
| 請願 1 | 県立学校の教育活動で使用するバス・マイクロバスに関する請願について | 不採択 |

6 議題件名及び採択の結果

| | 件 名 | |
|-------|----------------------------------------------------|------|
| 議案第3号 | 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について | 原案可決 |

| | | |
|-------|--------------------------|------|
| 議案第4号 | 特定事業契約の変更について | 原案可決 |
| 議案第5号 | 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について | 原案可決 |
| 議案第6号 | 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について | 原案可決 |
| 議案第7号 | 三重県立図書館協議会委員の任免について | 原案可決 |

7 報告題件名

| | |
|-----|-------------------------------------------|
| 報告1 | 令和7年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について |
| 報告2 | 令和6年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について |
| 報告3 | 令和5年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について |
| 報告4 | 令和6年度第74回三重県高等学校総合体育大会の開催について |

8 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（4月23日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第4号は県議会提出前のため、議案第5号から第7号は人事に関する案件のため、非公開とすることを決定する。

公開の請願及び議案第3号を審議し、公開の報告1から4の報告を受けた後、非公開の議案第4号から議案第7号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

請願1 県立学校の教育活動で使用するバス・マイクロバスに関する請願について（公開）

（佐川学校経理・施設課長説明）

請願1 県立学校の教育活動で使用するバス・マイクロバスに関する請願について
請願について、別紙のとおり提出する。

令和6年5月14日提出 三重県教育委員会教育長

2ページをご覧ください。請願書の写しです。請願者は先ほど紹介のあったとおりです。

「1 請願の要旨」ですが、県立学校の教育活動で使用する、私有のバス・マイクロバスの使用について、「（1）明確な基準や手続きを県教育委員会として定めるなどして、統一的な運用を図ること」「（2）県立学校敷地を通常保管に用いている現状を改め、関係法令を遵守すること」「（3）駐車程度が法令に反しない程度であっても、県立学校敷地を一定期間使用する場合は明確な基準や手続きを県教育委員会として定めるなど、統一的な運用を図ること」を求めています。

「2 請願の理由」です。（1）、部活動など教育活動で使用する教職員名義のバス・マイクロバスについては、明確な基準や手続きを教育委員会で定め、統一的な運用を図るべきだとしています。（2）、学校の敷地内に駐車されているバス・マイクロバスが、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に抵触し、車庫証明をとった場所でない学校敷地にバス・マイクロバスを保管しているのは不適法であり、法令を遵守するべきだとしています。（3）、請願者が過去に行った住民監査請求について、監査委員は、学校敷地に駐車されているバス・マイクロバスは行政財産の目的外使用には該当しないとの判断をしましたが、該当しない場合でも、校長が承認手続きを行うなど、明確な基準や手続きを定めるように努めることを付言しています。この監査結果をふまえ、請願者は、学校敷地を一定期間使用する場合は、明確な基準や手続きを定め、統一的な運用を図ることが必要であるとしています。

1ページにお戻りください。請願文書表の右の「教育長の意見」です。県教育委員会では、「部活動等における児童生徒等の輸送に係わる交通安全対策について（平成7年3月23日）」という文書で、教育活動における児童・生徒の輸送のために、あらかじめ校長が認めたときは、職員は自家用車等を使用することができる旨を通知しています。この通知では、「自家用車等とは、県有車以外で職員の通勤に使用する車等の専ら職員が管理使用している車」と定めており、教職員名義のバス・マイクロバスはこれに該当します。

よって、部活動で生徒の輸送のために使用されている職員名義のバス・マイクロバスについては、統一した運用が既に定められています。

なお、学校敷地に駐車されているバス・マイクロバスについては、それぞれ本拠の保管場所があり、学校敷地については「駐車」をしているものであり、保管場所とはしていませんでした。よって、請願者が指摘する不適法な状態ではないと考えます。

また、監査委員の付言をふまえ、「外部団体及び部活動で使用するバス等が学校施設を使用する場合の取扱いについて」（令和5年3月28日発出）にて、県立学校長あてに、部活動で使用するバス等の駐車に必要なスペースについての取扱いを通知し、書面による手続きを行ったうえで駐車スペースを使用することとしており、統一した運用を行っています。

以上のことから既に実施しているものであり、本請願は不採択といたしたい。
説明は以上です。

【質疑】

教育長

請願1はいかがでしょうか。

大森委員

駐車スペースを使用する統一した運用を行っていますってことを最後に書かれているんですけど、すべての学校でも確認がもうできているって判断でいいんですよね。

雲課長補佐兼班長

統一した運用で、すべての学校で、学校長に申請して、許可を出す運用をしております。

富樫委員

請願書(2)のところの、その敷地内に駐車するっていうのは、これはこれで問題ないってことでよろしいですか。

雲課長補佐兼班長

学校は管理者として、あくまでも駐車スペースを貸すという意味の許可を出しております。駐車し、本拠に戻るというものであれば問題ないということを警察本部に確認しています。

【採択】

—全委員が本請願の不採択を承認する。—

・審議事項

議案第3号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価
(事業マネジメントシート)について (公開)

(浮田教育総務課長説明)

議案第3号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価
(事業マネジメントシート)について

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価 (事業マネ

ジメントシート) について、別紙のとおり提案する。

令和6年5月14日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価(事業マネジメントシート)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

本件につきましては、昨年度の教育委員会の取組について、法律に基づいて点検評価を行うものです。それでは内容についてご説明しますので、1枚おめくりください。なお、ご説明いたしますのは、教育委員会の主担当施策のみとし、他部局が主担当となっている施策は割愛いたします。

1ページ、2ページをご覧ください。施策14-1「未来の礎となる力の育成」です。2ページのKPIの達成状況と評価のうち、2項目についてはわずかに目標を達成できなかったものの、自己肯定感に関する指標は目標を達成できていることから、この施策の評価はB、「おおむね順調」としています。

令和5年度の主な取組と、それをふまえた令和6年度以降に残された課題と対応について、基本事業ごとに主なものをピックアップしてご説明いたします。1ページ、令和5年度の主な取組について。①の5つ目です。これまで少人数学級に取り組んできた学年に加え、国を先取りする形で小学校5年生を35人学級としました。②の2つ目です。子どもの発達段階に応じた読書活動や、読書に親しむ習慣づくりを推進するための新たなネットワークの構築について検討を行うとともに、交流会を開催しました。③の2つ目です。専門的な指導の実施や教職員の負担軽減のため、部活動指導員を高校及び中学校に配置するとともに、部活動サポーターを県立高等学校に配置しました。また、専門家のリモート指導をモデル校で実施しました。

3ページ、令和6年度以降に残された課題と対応について。①の4つ目です。若手教員等が多く在籍する学校の中からモデル校を指定し、授業力向上アドバイザーによる指導・助言を行います。②の4つ目です。教科と連動した読書活動等を一層推進するため、アドバイザー派遣事業による助言や支援を行い、その成果を小中学校図書館関係者に周知する研修会を実施します。また、県立学校図書館のリニューアルを引き続き進めます。③の3つ目です。中学校部活動の地域連携・地域移行を推進するため、市町の協議会設置やコーディネーター、指導者配置などの取組を支援するとともに、合同部活動や拠点型など、国の実証事業の対象とならない地域連携等の取組を行う市町に対する補助を行います。

続いて、5ページ、6ページをお願いします。施策14-2「未来を創造し社会の担い手となる力の育成」です。6ページのKPIのうち、4項目が目標をわずかに達成できませんでしたが、2項目が目標を達成できていることから、この施策の評価はB、「おおむね順調」としています。

5ページ、令和5年度の主な取組について。①の3つ目です。「高校生就労支援ネットワーク会議」を開催し、支援が必要な生徒の進路指導の現状と関係機関の支援内容についての情報共有を行いました。②の1つ目です。留学や海外研修、海外の学校との交流活

動等を再開し、web会議システム等を活用したディスカッション等を行いました。③の1つ目です。各校で生徒の実態等をふまえ、STEAM学習や課題解決型学習等に取り組みました。これらの取組では、創造力や表現力、協働する力などの資質・能力の変容の把握を進めました。④の1つ目です。公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組みました。

7ページ、令和6年度の対応について。①の3つ目です。人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒に対し、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会の充実や、実習機会の充実に取り組みます。②の3つ目です。児童生徒が郷土への愛着や関心を持ち、主体的に考える機会をつくれるよう、地域企業等で活躍する人から提案された問いに対し、他者と協働しながら解決策を考える課題解決型の学習を進めます。③の4つ目です。産業界が求めるDX人材を育成するため、先進的にDXに取り組む企業や団体等との連携により、実社会の課題解決につながる学習プログラムを開発します。④の2つ目です。主権者教育のモデルプランを策定し、実践的な学びを推進するとともに、好事例の横展開を図ります。

続いて、9ページ、10ページをお願いします。施策14-3「特別支援教育の推進」です。10ページのKPIはすべての項目で達成できていることから、総合評価はA、「順調」としています。

9ページ、令和5年度の取組について。①の1つ目です。小中学校等でのパーソナルファイルの活用や、中学校から高校への支援情報の引継ぎを進めるとともに、高校においては発達障がい支援員による巡回相談を実施しました。②の1つ目です。特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現と、地域生活への円滑な移行をめざして、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めました。テレワーク支援員を配置し、新しい働き方について生徒の理解が進むよう、テレワーク体験を実施しました。③の4つ目です。盲学校および聾学校の新校舎建築のための木材調達契約や埋蔵文化財調査等を進めるとともに、寄宿舎建築工事を完了しました。松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築のための基本設計を行いました。

10ページ、令和6年度の対応について。①の1つ目です。小中学校等でのパーソナルファイルの活用をさらに進めるとともに、高校では支援情報の引継ぎや発達障がい支援員による巡回相談の取組を進めます。②の1つ目です。特別支援学校高等部生徒の進路希望の実現のため、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めます。新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓や就職支援を進めるため、引き続きテレワーク支援員を配置します。③の4つ目です。盲学校および聾学校は、校舎を新築移転するため、建築予定地の埋蔵文化財調査や木材調達を進め、建築工事に着手します。松阪あゆみ特別支援学校では、校舎増築のための実施設計を行います。

続いて、13ページ、14ページをお願いします。施策14-4「いじめや暴力のない学びの場づくり」です。14ページのKPIの3項目について、いじめの解消割合は未確定ですが、他2つは達成もしくはほぼ達成していることから、この施策の総合評価はB、「おおむね順調」としています。

13ページ、令和5年度の取組について。①の2つ目です。小学校高学年の児童が社会性や規範性を高め、ネットによるいじめ防止や情報モラルについて学ぶため、弁護士に

よるいじめ予防授業を実施しました。②の1つ目です。いじめを早期に発見するため、定期的に実施するアンケートや、学習端末を活用した取組を行うとともに、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を進めました。③の2つ目です。いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を関係者が随時共有する「いじめ対応情報管理システム」を構築しました。④の2つ目です。いじめ対策アドバイザーを県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案や認知に至っていない事案への対応に係る検討を行うとともに、効果的な対応策について助言しました。

15 ページ、令和6年度の対応について。①の2つ目です。すべての公立小学校で教職員がいじめ予防授業を実施できるようにするため、弁護士による動画教材を作成し、公立小学校に配付し、その教材を教職員が活用して授業を行うための研修を実施します。②の2つ目です。スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続きスクールカウンセラーを配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。③の2つ目です。「いじめ対応情報管理システム」を運用し、それぞれのいじめの態様に応じた適切な対応につなげます。④の3つ目です。学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。

続いて、17 ページ、18 ページをお願いします。施策14-5「誰もが安心して学べる教育の推進」です。18 ページのKPIの3項目について、不登校児童の相談割合は未確定ですが、他2項目は達成もしくはほぼ達成していることから、この施策の総合評価はB、「おおむね順調」としています。

17 ページ、令和5年度を取組について。①の5つ目です。高等学校段階で不登校の状況にある生徒の社会的自立に向けた支援を行うため、県立教育支援センターを設置して、多様な活動や交流の場の提供などに取り組みました。②の3つ目です。令和7年4月の県立夜間中学開校に向けて、夜間中学設置検討委員会を設置し、必要な事項について検討を行いました。また、夜間学級体験教室「まなみえ」を実施しました。③の1つ目です。合同点検の結果をふまえ、通学路の安全対策が進むよう関係部局に働きかけるとともに、市町に安全教育の推進や見守り活動の強化等を働きかけました。

19 ページ、令和6年度の対応について。①の3つ目です。不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備するため、校内教育支援センターの整備に向けて取り組みます。②の3つ目です。令和7年4月の県立夜間中学の開校に向けて、施設設備の整備や生徒募集、「学びの多様化学校」のカリキュラムの作成など、必要な取組を進めます。また、夜間中学体験教室「まなみえ」を引き続き実施し、夜間中学への理解を深めます。③の3つ目です。見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援を行います。

続いて、21 ページ、22 ページをお願いします。施策14-6「学びを支える教育環境の整備」です。22 ページのKPIの6項目について、達成もしくはほぼ達成していることから、この施策の総合評価はB、「おおむね順調」としています。

21 ページ、令和5年度を取組について。①の1つ目です。「地域とともにある学校づくり推進協議会」の開催等を通して、各市町におけるコミュニティ・スクールと地域学校

協働本部の導入および充実、地域の特色や資源を生かした運営について周知しました。②の1つ目です。教職員が新しい知識や技能を学び続けるため、資質能力の向上に資する研修を実施し、教育活動をより組織的かつ計画的に推進するため、学校マネジメント力を高める研修を実施しました。③の1つ目です。高校では、1人1台学習端末を活用し、オンデマンド教材による学習や宿題のやり取り、同時双方向による学習、探究型学習での実験や分析に取り組みました。④の1つ目です。「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、トイレの洋式化やバリアフリー化、照明のLED化など、施設・設備の機能の向上に取り組みました。

23 ページ、令和6年度の対応について。①の4つ目です。令和7年4月の熊野青藍高等学校の開校に向けて、2校舎が一体となった活動や教育プログラムの研究・開発を進めます。②の1つ目です。2年目、3年目の管理職等を対象としたトップリーダーマネジメント研修を新たに実施します。③の1つ目です。一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを推進するため、1人1台学習端末などのICTを活用した学びを推進します。④の1つ目です。引き続き、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づく施設・設備の機能向上に取り組みます。

なお、25 ページ以降は他部局が主担当となっている施策ですので、説明は省略いたします。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第3号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・報告事項

報告1 令和7年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について（公開）

（山北高校教育課長説明）

報告1 令和7年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について

令和7年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月14日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長

今回報告いたします実施要項は、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜に係る事務手続き等について規定したものであり、この実施要項に則って、選抜及び選考の事務を行うものです。昨年度から変更等はございません。

では実施要項の1ページ、「**1** 募集」の「(1) 応募資格」をご覧ください。専攻科の入学者選抜には、「ア 特別選抜」と「イ 一般選抜」があり、特別選抜は、志願する

ことのできる者を、アのとおり、県内高等学校の工業に関する学科を令和7年3月卒業見込みの者で、合格した場合、入学を確約できる者とします。9月に実施するものです。

また、一般選抜は、「イ 一般選抜」の（ア）から（ウ）にありますように、志願することのできる者を、高等学校もしくは中等教育学校の卒業者又は令和7年3月卒業見込みの者等とし、学科については限定しないこととしており、10月に実施するものです。

次に、「ウ 再募集」につきましては、一般選抜において定員を満たさなかった場合のみに実施します。応募資格については、「ウ 再募集」（ア）から（ウ）に示しておりますように、一般選抜と同じです。

「（2）入学定員」をご覧ください。入学定員は、機械コース、電気コース各10人程度の合計20人とします。

「（3）募集方法」をご覧ください。特別選抜の受付期間は9月2日（月）から9月6日（金）、一般選抜は9月26日（木）から10月2日（水）、再募集を実施する場合は12月16日（月）から12月20日（金）に受付を行います。

次のページですが、「**2** 検査、選抜及び合格者の発表」をご覧ください。特別選抜は、9月13日（金）に小論文及び面接を実施し、9月20日（金）に合否通知書を出身高等学校長に通知します。一般選抜は、10月9日（水）に機械または電気に関する学力検査、実技検査及び面接を実施し、10月16日（水）に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、ウェブページに掲載し、合格者を発表します。再募集は、1月7日（火）に実施し、1月14日（火）に合格者を発表します。検査項目や合格者発表の方法は一般選抜と同じです。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 令和6年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（尾上小中学校教育課長説明）

報告2 令和6年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和6年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月14日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

資料1 ページをご覧ください。先月、4月26日に開催しました令和6年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について報告いたします。

「3 会長・副会長の選出」のところでございますが、20名の委員の中から、三重大学教育学部長の伊藤教授に会長を、四日市市立桜中学校長の澤井校長に副会長をそれぞれお願いいたしました。

「4 諮問」につきましては、3ページの資料1をご覧ください。本年度は、令和7年度から中学校で使用する教科用図書の採択について諮問しました。諮問内容は下記に挙げました5項目、教科用図書採択地区協議会規約例、令和7年度使用中学校用教科書の採択基準、三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目、三重県教科用図書選定審議会調査員の選任、令和7年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料についての審議でございます。

それでは1ページにお戻りください。「5 事務局からの説明」につきましては、教科用図書採択制度と、教科用図書選定審議会について、概要説明を行いました。

次に、「6 審議」を行う前に、教科書採択における公正確保の徹底、英語の学習者用デジタル教科書の調査などについて説明いたしました。その後、(1)から(4)について審議を行いました。審議(1)から(3)につきましては、これまでの採択や国の通知、令和5年度の本審議会で審議された内容をもとに提案いたしました。

審議(4)につきまして、選定審議会調査員は市町等教育委員会及び三重県PTA連合会から推薦された者であること、調査員は採択事務が終了する8月31日までは非公開となっていることを説明し、ご審議いただきました。

2ページをご覧ください。審議の際に質問が4点ございましたので、そのうち2点をご紹介します。質問の3番目、英語の学習者用デジタル教科書の調査について、実際にデジタル教科書を使用して調査ができるのかというものです。英語の学習者用デジタル教科書の調査につきましては、今年度5月上旬頃、デジタル教科書の一部が見本として文部科学省から提供される予定であり、調査を実施していくと回答いたしました。

質問の4番目。審議(1)から審議(3)について、昨年度の調査から変更しているところはないかというものでございます。7ページをご覧ください。審議(2)、採択基準の2について、国の通知や、県内の実情・意向をふまえて、各採択地区において円滑な採択業務を行いつつ、開かれた採択に努めることができるよう一部変更した、と回答いたしました。

審議の結果、審議(1)から(4)につきましては、原案どおりと決定されました。

最後「7 その他」でございますが、2ページにお戻りください。今後の予定としまして、5月中をめどに、調査員による調査・研究を行い、「令和7年度使用中学校用教科用図書選定に関する参考資料(案)」を作成しまして、6月14日に開催を予定しております第2回教科用図書選定審議会において、参考資料について審議を行う予定でございます。

また、本審議会の審議内容には含まれていませんので、概要には記載しておりませんが、来年度4月に開校する県立夜間中学の教科書採択を行っていく必要がございますので、本審議会で作成していただき、参考資料を活用することを説明いたしました。県立夜間中学の教科書採択は、参考資料を基にしまして、事務局が採択候補を推薦し、県教育委員会で決定することとなります。7月の教育委員会定例会で採択理由を添えて提案させていただきます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

大森委員

確認なんです、去年この教科書の採用の調査員の件で、交通費の精算ミスがあったと思うのですが、その再発防止策についてはこの中で審議されたのでしょうか。

尾上課長

この審議会の中では、特に話題としては出ませんでした。

大森委員

事務局からの説明の概要の審議3の調査員が調査を実施する際の項目を県が示すことっていうところで、調査を実施する際の項目としてそういった精算のことについては、注意はしていない。審議をされていないと。

尾上課長

されていないです。

大森委員

そうすると再発防止策は徹底されていないということになるんですか。

尾上課長

いえ、改めてそのあたりについて確認はいたしますけれども、特にその場では話題にはなかったのですけれども、内容についての精査をしっかりとすることは、事務局側としては考えております。

大森委員

事務局側が精査するのはわかるのですが、調査員の方自身の自覚を持ってもらわないと。多分うっかりミスだったと思うので、そこは公表されている、公表されていない部分があるので非常に難しいのですけども。やはり先生は忙しいので、バタバタになっちゃうので。ある程度そのあたりのミスを防止するという事はやっておかないと、またこれ2度目が起きると大変なことになりますから。やはりここできっちりと、項目のところで、精算についても言及してもらいたいなど。

教育長

教職員課関係からの指示はなかった。

福井次長

はい。ちょっとその後、聞いていませんので、また確認させていただきます。

教育長

教員の不祥事で処分案件でしたので、教職員課からの再発防止策として指示等出ていると思います。この件に関しては、校長の文書偽造みたいな話でしたので、ああいうことのないように、しっかりとコンプライアンスの向上に取り組んでまいりますので、この教科書選定審議会の内容も含めて、しっかりと取り組ませていただきます。

大森委員

すいません。再発すると大変なことになりますから。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告3 令和5年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告3 令和5年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について

令和5年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について、別紙のとおり報告する。

令和6年5月14日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

1 ページをご覧ください。令和5年度に開催された全国高等学校選抜・選手権大会において、本県選手は団体競技で6件、個人競技で21件の合計27件で入賞を果たしました。令和4年度と比較すると、団体競技の入賞件数は1件増加したものの、個人競技の入賞件数は9件減少したことから、合計では8件の減少となりました。

教育委員会が毎年1月に開催している、三重県優秀選手・指導者表彰の表彰件数においても、令和5年度は記録の確認ができる平成14年度以降では最多を記録する等、輝かしい成績を収めた年度となりました。

令和5年度全国高等学校選抜・選手権大会における入賞件数は、前年度比でマイナスとなりましたが、団体競技では登山競技の近畿大学工業高等専門学校や鈴鹿高校、テニス競技の四日市商業高校は、安定した戦いぶりで上位入賞を果たしました。

また、津市のサオリーナで開催された女子ハンドボール競技では、四日市商業高校が地元応援団の声援を力に変え、5位入賞を果たしたことで、会場が大いに盛り上がりました。

個人競技では、高田高等学校新体操部の山本選手が男子個人総合、男子スティック、男子リング、男子ロープの4種目、四日市中央工業高等学校ウエイトリフティング部の田島選手が男子81kg級クリーン&ジャーク、三重高等学校自転車競技部の森下選手が4km速度競走で優勝する等、優勝件数としては、令和4年度の2件を上回る6件と輝かしい成績を収めていただきました。

今回、報告しました選手以外にも今後開催される全国高等学校総合体育大会等での活躍が期待される選手はたくさんいますので、それらの選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう、教育委員会としましても各学校の部活動顧問と連携しながら取組を進めていくことといたします。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告3はいかがでしょうか。

富樫委員

今のご報告は、昨年と比べて、増えた減ったという話なのですが、三重県の位置付けってどうか、そういうのはどこかで評価されているのですか。例えば、高校生の人口あたりに入賞している割合が、どのぐらいあるかとか、そういうような位置付けってどうか、そういうのはあるのですか。あんまり過熱しすぎてもよくないと思うのですけれども。

天白充指導主事

教育委員会の方では過去からですね、それぞれの大会、全国選抜大会とインターハイ含めて全国中学校体育大会もそうですけれども、経年比較しているということで、それぞれのその目標値っていうのは特に定めていない状況です。

富樫委員

それぞれの種目において、入賞するとかそういう目標値を定めていない。

天白充指導主事

そうですね。

教育長

国体で言う順位のような、そういう全国の中でどれぐらいの位置にいるかというのを目安となるような数字は把握はしていない。

天白充指導主事

そうですね、はい。本県の中での入賞数、優勝数の経年変化を見ていくという。

富樫委員

昨年よりも、いい成績をとりましようっていうふうな目標であるというような感じなんですかね。

天白充指導主事

そのところもふまえ、目標には特にはしておりません。

大森委員

さっきの富樫先生の質問に近いと思うのですが、とこわか国体に向けて、小学

生から育成をずっとしてきましたよね。その成果っていうのは今これやっぱり落ちて
るんですか。ここにちょっと今回書かれてないので、前は結構成果出てるって話だっ
たと思うんですけど。子どもの頃からの育成はどうなってるのかっていうことと、先
ほど富樫先生の質問と関連するんですけど、ちょっとこの中にもかなり、他の都道府
県出身の中学校出身の子も含まれてるのかなっていう気もするんですけど。それを考
えると三重県の養成、そこは難しいところがあって、高校の存続もあるので。三重県
の子たちで、どれぐらいチーム三重で頑張ってきた子たちが入賞してて、三重県出
身の子がどれぐらいいるのかっていうのは。

堀越課長

昨年度もそのようなご質問いただきましてですね、その入賞一覧をご覧いただきたい
と思うんですが、この中で、令和5年度のチームみえスーパージュニアの指定選手
はですね、団体競技で言いますと、3位の四日市商業、テニスの中に1名おります。
あと、レスリングの方なんですけど、これずっと下っていただいて神谷選手ですね。あ
と、ソフトテニスの方で、こちらまた団体になるんですけど、この中にも選手が含ま
れていて、あとスポーツクライミングの中にも選手が含まれているというふうなこと
で、そういうような形でですね、スーパージュニアで育成してきた選手の活躍は見ら
れます。また報道等でご承知のようにですね、令和5年度のチームみえスーパージュ
ニアで指定されたアーティスティックスイミングの島田綾乃選手がパリの代表に決
定しましたし、体操の岡村真選手はパリを目指して今候補選手ということで活躍し
ておりますので、育成の方は順調に行っているというふうに理解しております。

大森委員

チームみえスーパージュニアの目標は、オリンピック選手を出しているという意味
ではほぼ達成しているということですか。

堀越課長

そうですね。

天白充指導主事

加えて補足ですけども、団体の方はですね、先ほど四日市商業のテニスですとか、
三重高校のソフトテニスの方には、県外から来ている選手っていうのも一部いるん
ですけども、今回ここに示さしていただいている個人競技につきましては、すべて
県内の出身選手ですので、そういったところでも県内の子たちも成果を収めている
と。

大森委員

他府県とちょっと違いますね。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告 4 令和 6 年度第 74 回三重県高等学校総合体育大会の開催について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告 4 令和 6 年度第 74 回三重県高等学校総合体育大会の開催について

令和 6 年度第 74 回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 14 日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

1 ページをご覧ください。令和 6 年度第 74 回三重県高等学校総合体育大会における全日制の部は、大会日程の関係から既に開催されている競技もありますが、多くは 5 月 31 日（金）から 6 月 2 日（日）を中心に、定時制の部は 5 月 19 日（日）から 6 月 9 日（日）にかけて県内各地で開催されます。本大会は、全日制では 37 競技、定時制では 9 競技が開催され、およそ 14,000 人の生徒が参加することになっています。

実施要項における「11 表彰」をご覧ください。本大会における表彰式は、7 月 9 日（火）に三重県総合文化センターの多目的ホールで学校対抗得点方式による総合成績の入賞校を対象に実施され、全日制・定通制ともに男女別総合優勝校には優勝旗、優勝杯、賞状を、入賞校には賞状を三重県教育委員会教育長より授与することになっております。

続きまして、2 ページをご覧ください。文字が小さくて申し訳ございませんが、各競技の日程及び会場については、「競技別日程一覧」に記載されていますので、ご覧ください。令和 6 年度は、福岡県・佐賀県・長崎県・大分県の北部九州を中心に全国高等学校総合体育大会が開催されることになっています。教育委員会としては三重県高等学校体育連盟とともに本県選手の活躍と大会の成功に向け、全力で取り組んでまいります。

最後になりましたが、各種高等学校総合体育大会の結果については、随時、教育委員会定例会において報告をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告 4 はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第 4 号 特定事業契約の変更について（非公開）

松本社会教育・文化財保護課が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 5 号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について（非公開）

松本社会教育・文化財保護課が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、

本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第6号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について（非公開）

松本社会教育・文化財保護課が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第7号 三重県立図書館協議会委員の任免について（非公開）

松本社会教育・文化財保護課が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言